

2024年1月11日
株式会社日本政策金融公庫**令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた事業者の
皆さまに対する特別措置について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた事業者の皆さまに対して、1月11日付で特別措置の取扱いを開始しました。

特別措置は、特に著しい被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、既に取り扱いを開始している「災害復旧貸付」の利率引下げ措置を講じるものです。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特別措置の内容】

対象者 (※)	令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた市町村(別添参照)の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当の機関から受けた方
具体的な措置内容	① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ ② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあつては3千万円)

(※)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、災害特例措置(貸付利率の引下げ)を追加実施します。
詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域
(4県47市町村)

新潟県 (14市町)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
富山県 (13市町村)	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
石川県 (17市町)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
福井県 (3市)	福井市、あわら市、坂井市